

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和6年第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和6年7月1日(月) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月, 山本 智佳

4 事務局

(1)岡山市財政局 小川次長

契約課 中嶋課長, 佐守工事契約担当課長, 松原課長補佐(物品契約係長),
濱本工事契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長, 影山主任

(2)岡山市水道局 服部次長

管財課 御幡課長, 樋口課長代理, 岡島課長補佐(契約係長), 笹野副主査,
宰務副主査

5 会議次第

1 入札契約制度の改正について

2 令和5年度契約状況等の報告について

(1) 岡山市契約課

(2) 岡山市水道局

3 抽出事案について

(1) 岡山市契約課

・工事契約

(2) 岡山市水道局

・役務契約

4 その他

6 会議概要

1 入札契約制度の改正について

委員： 規程集のどの部分をどのように改正されたか、その手順等を教えていただければと思います。

市当局： まず表彰の関係は、岡山市工事成績評定活用基準第6条の2行目、上位5%とありますけれども、これが昨年度までは、最も優秀な工事成績評定を得た工事となっていました。

続きまして、総合評価一般競争入札の見直しは、次の2つの改正になります。

1つ目は、岡山市建設工事総合評価一般競争に関する要綱様式第8号(9条関係)の中で、③のところは、過去5年間というのが過去3年間に変わりました、今までは、有無のみで、1点、0点だったのですが、1点、0.5点、0点に別れております。

2つ目も同じような箇所ですが、総合評価一般競争入札(特別簡易型・特別簡易育成型・簡易型)落札者決定基準別表(第3条関係)の2枚目の企業の体制等というところが、過去5年間で過去3年間に、また回数のところが変わっています。

最後に、7月改正の岡山市建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱と岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱の改正箇所は、表の数値が、例えば、3番の1行目、測量業務のところは4.8のところは5に変わっております。4番の土木・地質・補償の5が元々は4.8、こういった改正になっております。

委員： 表彰の評価方法についてお伺いしたいのですが、どういうタイミングで、どういう評価基準でされているのか、土木の5千万円以上は高得点で、その他の500万円以上はかなり低かったりすることについて、イメージができるように教えていただきたいと思っております。

市当局： 工事の完了検査、これは実際の工事を担当した担当課の監督員、総括監督員と検査を専門に行っている監理検査課が検査して、評点をつけていきます。細かい基準がありまして、素点65点に対して、各評価項目のプラス点、マイナス点があり、最低点は0点、最高点は100点になります。評価の内容は施工体制であるとか、施工状況、出来ばえ、創意工夫といった様々な項目があり、その中で加点したり減点したりしながら最終的な点数が算出されるということになります。

委員： 各部門、共通の評価項目なのですか。

市当局： 評価項目としては共通です。

委員：委員会のような形で評価される方が何名かいらっやって、その合計点になるのでしょうか。

市当局：評価者という意味で言うと、3者になります。監督員、いわゆる工事の担当者、担当課の課長、検査を専門とする監理検査課の担当者の3者によって、それぞれが点数を付けます。

委員：それぞれの方が点数をつけて、公平性を保っているということですね。

市当局：そうです。

委員：3つ目の改正は国交省の改正に伴うものと思うのですが、1つ目と2つ目は岡山市独自の改正になりますか。

市当局：独自のものです。

委員：独自に改正を行う際には、他の市町村のよさそうなところを参考にして進めるのでしょうか。それともあまり極端なことはしないようにという方向性なのでしょうか。

市当局：急に大きな制度改革をしてしまうと、よくない方向にいつてしまうことも考えられるので、岡山市の場合は20数年の中で2回改正しておりまして、元は、よい評定を複数回とれば、その回数に応じて表彰するという形をとっていて、年度ごとに表彰するという形はとっていませんでした。そこから約15年前に年度ごとに表彰するという方向に大きく舵を切りました。

今回の改正は、業者さんからすると過去5年間に1回とっておけばいいのかという部分を見直す必要があるということになったものです。岡山市の事業者さんのモチベーションとか、技術力の向上を図ろうと思ったときに、各部門1社だけだと、ある業者に固定化される考えを防ぎたいという思いから、こういう制度改革をさせていただいたということです。

2（1）岡山市契約課の令和5年度契約状況等の報告について

委員：建設工事入札結果一覧の中で、消防設備改修工事やエレベーター改修工事は、応札者数が1者となっていますが、これは業務の特殊性ということでしょうか。

市当局：業種は機械器具設置の案件で、昇降機とかエレベーターの案件でございます。

一般競争入札で応札者を募るわけですので、既に設置されているものを改修するとなると、製作したメーカーに携わっている業者さんに限定されるような要素もあると思います。競争性を保つために、一般競争入札を行うわけですが、結果的に1者となった案件でございます。

委員：例えば、エレベーターが古くなり、新しいものを設置となった場合、古くなったメーカーと同じメーカーのものを採用するということでしょうか。別のメーカーのものを採用することはないのでしょうか。

市当局：新たに設置するような場合ですと、仕様書で条件をお示しして、一般競争入札に参加いただくというのが原則でございますので、意図的に同じメーカーに依頼するということはありません。

委員：委託等の事務のところ、総合計は令和4年度も5年度も変わらないということでしたが、電算が増えて、その他の委託のところ、受付案内電話交換は半分に減っていて、人材派遣も減っているのですが、これらに何か理由はあるのでしょうか。

市当局：派遣が減ったことに関しては、令和4年度がコロナ対応業務で人が必要ということから、この年度が特に多かったのではないかと思います。
電話交換につきましては、限られた業務なので、おそらく発注のタイミングの関係だと思えます。
電算も同様で、この年度に発注があったことによるものです。

委員：偏りが生じないように、支出を行っているのではないのですか。

市当局：資料に掲載しているのは契約額なので、何十億という額が記載されており、大きく増えたり、減ったりしているように見えていると思いますけれども、実際の支払は、業務に応じて各年度に分けて支払っています。

2（2）岡山市水道局の令和5年度契約状況等の報告について

委員：物価が上がったり、円が安くなっている情勢ですが、水道局の視点から入札価格が上がっている傾向はありますか。

市当局：工事等の設計におきまして、材料等の価格は上がっていると感じます。

3 (1) 抽出事案「岡山市立学校特別教室空調設備工事(南区)など5件」

委員 : 簡易型で設計と設置を併せて行うような方式とご説明がありましたが、こういうパターンは空調設備などでは多いのでしょうか。

市当局: 空調設備に限って申しますと、今回のような発注の方式は初めてと思います。

委員 : 設計と設置を併せて発注するのは、どういう案件ですか。

市当局: 総じて、大規模な案件が該当します。岡山市の総合評価一般競争入札の形として、高度技術提案型、標準型、簡易型等の各手法がありますけれども、業者様からどういったご提案をいただけるか、いただきたいかという点から採用する形もありますが、やはり金額に応じて選ぶという形が多くなります。

また、エアコンの設置に際しまして、限られた工期で設置しなければならないということがございましたので、こういった手法を採用したということです。

委員 : JV の組み合わせは案件によって違うのですね。

市当局: JV の組み合わせにつきましては、岡山市の中でルールがございまして、岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱を作成しております。別表(第6条関係)で、この工事は機械設備(管)工事に該当するものになりまして、いずれも許容価格が5億円以上のため、構成員が3社以上となります。

委員 : 他にも JV を組んで応札する会社はないのでしょうか。

市当局: 今回、3社JVの共同企業体として応札されていますけれども、入札に参加できる業者さんというのは、岡山市内の管の特Aの業者さんが対象となり、40社以上が参加可能な状況でした。その中で応札可能な方々がJVを組んで参加されたと考えています。

委員 : 2点お伺いします。1点目は、工期が限られている中で、空調設置工事のアナウンスを市として行っているか、していれば業者さんも早くから準備ができていいのではないかとと思う点と、もう1点は、全ての落札率が高いという点について教えていただければと思います。

市当局: 1点目については、事前の周知、情報という面では、我々、自治体は、予算の中で業務

を執行しておりますので、予算計上したタイミングで公表しております。具体的な業務名称は出ないまでも、こういう工事が予定されているということは情報として受け取っていただけるタイミングだと思います。

発注担当課である教育委員会から、議会・委員会において事前の説明もあります。

また、契約課で発注予定調書を作成・公表しております。この案件は事前公表が可能な案件だったかどうか確認していないのですが、発注予定調書で事前に公表しております。

また、落札率に関してですが、この案件は、基本設計は市で行い、許容価格を設定して、業者さんには創意工夫も含めて詳細設計をしてもらい、令和7年5月までに設置を完了するというものです。詳細設計がない中で、業者さんも価格の検討がしづらいという面がございましたので、事業の上限額を公告に記載しております。その結果、落札率が高かったということになると思います。

委員：岡山市内の管の特Aの業者さん40社が参加可能とのことでしたが、業者数を増やすとか、条件を緩和して、教室へのエアコン設置を早期に完了させるということはないのですか。

市当局：個別の案件の条件という面では、例えば今回の案件で仮に応札がなかった場合、市内業者だけでなく市外業者まで対象を広げることが考えられます。

委員：今回は応札された方がいらっしまったので、対象を広げることがなかったということですね。

市当局：そうです。

3 (2)抽出事案「大容量ファイル交換サービス提供業務委託」

委員：以前、LANのセキュリティの件もありましたが、仕様書が非常に具体的、専門的であると思います。こういった案件は、目線をどのように向けて、仕様を決定されるのでしょうか。提案を受けることもあるのでしょうか。

市当局：3、4社のシステム会社とやりとりしながら、担当課の方で仕様を決めています。

委員：これが特定のサービスをターゲットにしたものでなく、一般的な仕様書の書き方ですか。

市当局： そうです。水道局が求める要件等を決めて、受注者は、その要件を満たすクラウドサービスを提供するということになります。

委員： 受注者は、クラウドサービスのサーバーを自ら所有してサービス全体を提供しているのか、クラウドサービスは別の会社が提供して開発・保守含めた業務を行うのか、どちらの形になりますか。

市当局： サービスを提供するのはクラウドを所有している会社になります。受注者は構築も含めて水道局が使用できる環境を整え、保守も含めた手続きも行います。クラウドサービス自体は一般的でどなたでも使えるようなサービスになります。

委員： クラウドサービスを使って、受注者がバックアップするということですか。

市当局： そうです。環境構築、保守も含めて水道局が使用できるようバックアップをしていただきます。

委員： クラウドサービスの指定はありませんか。

市当局： こちらから求める条件はありますが、指定はございません。

委員： 利用する費用は受注者が支払うのでしょうか。

市当局： 利用料も含めた委託になりますので、水道局が受注者に支払う金額の中に含まれています。

委員： このシステムを利用できるのは全職員なのか、またはセキュリティ上の権限を与えられた一部の職員なのか、どちらでしょうか。

市当局： 全職員です。

例えば、データ容量が大きい工事図面のファイルを送付したい場合、電子メールでは受け取れないこともあるため、クラウドサービスを利用することが考えられます。

(終了)